

平成26年4月

受注者の皆様へ

笛吹市役所 管財課

現場代理人の常駐義務緩和及び現場代理人の兼任配置について

消費税法の改正に伴い、別添のとおり現場代理人常駐義務緩和を認める条件及び緩和を取り消す場合、現場代理人の兼任配置を取り消す場合の予定価格及び契約金額の表示を消費税抜きの表示に変更しましたので、お知らせいたします。

